

昭和25年「監査基準」における 内部統制についての解釈は正しかったか

—特に、戦前から「会計制度監査」までに関連して—

檜田 信男

序 本稿の目的と現代的意義

エンロン等の事件を契機に、米国は、内部統制についての開示とこれに関する監査の法的整備を行った⁽¹⁾。SECに年次報告書を提出するわが国の企業は、これから直接に影響を受けることになったけれども、これは、さらに、わが国の制度にも、有価証券報告書での開示方法の変更、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」の公表など、大きな影響を及ぼしている。

企業統治の不備に基づく企業不祥事の露見は、ワールドワイドな今日の経済環境のもとでは、たんに国内問題にとどまらず、わが国企業の国際的評価、具体的には企業の格付けにまで波及し、国際的にも重大問題として注目されている。「 $100 - 1 = 99$ ではなく、 $100 - 1 = 0$ である」との声が経営実践の場から聞こえてくるのもゆえ無しとしない。

かくて、内部統制の開示と監査は、企業統治の開示に関連して、こんにちの企業における重要課題になっている。このことから、米国のとった措置に即応出来るようにわが国なりの対応を図ったことは適切であった。

しかしながら、その基本的な理解について、米国とのあいだになお大きな乖離があるようにみられてならない。そこで、本稿は、内部統制に焦点をあてながら、昭和25年「監査基準」の制定前後の事情（本『紀要』の特集の主旨にも適合するのではとの独断的判断に基づき）を回顧し、そこでのこんにちに及ぼしている課題を検討してみようと思う。

I 第2次大戦終戦の頃までの監査における内部統制組織の評価

第2次大戦終戦の頃までに報酬を得て職業的に行われた監査として、計理士法（昭和2年3月31日法律第31号公布、同年9月10日施行）に基づく計理士による「會計ニ關スル検査」（第1条）と信託業法（大正11年）に基づく「會計ノ検査」（第5条第6号）とがあげられる。

計理士制度を設定する以前に、農商務省商工局によって発表された「計理士制度参考資料」（大正5年12月）⁽²⁾及び商工省商務局の調査結果としての「外国ニ於ケル會計士制度」（大正14年11月）⁽³⁾商工省商務局「外国会

計士法規竝ニ諸規則」(大正14年11月)⁽⁴⁾の内容からは、当時に行われていた監査のあり方がいかなるものであったかを推量することが出来ない。

けれども、当時、米国においては、いまだ貸借対照表を監査の中心とした信用監査の時代であり、内部統制組織は監査手続を実施するにあたってわずかに認識されるにとどまっていたとされている。わが国では、計理士法が施行されてからでも、記帳代行業務や会計指導的業務が主であり、監査業務はごく僅かの計理士によって計理士の名称を用いて実施されていたに過ぎなかった。しかも、それは米国におけるような信用監査といえる内容にいたっていなかった。⁽⁵⁾また、昭和4年に信託業法の改正により業として検査業務を兼営することが認められた信託業法に基づく監査においても、株式の信託を行った特定の個人による信託会社に会計上の不正や誤謬の有無を確かめる求めに応じての監査が中心であった。⁽⁶⁾これらの監査では、会計記録の詳細な監査を想定しており、内部統制組織の評価を内容とするものでなかった。

他方、戦時中における監査のあり方を示すものとして「陸軍軍需品工場事業場財務監査要綱」(昭和15年4月10日、陸支密第1154号、以下たんに「要綱」という)⁽⁷⁾がある。これは、当時どのような監査行動がとられたのかを推測させる。この「第一章 貸借対照表監査要綱」では、先ず、「一 貸借対照表監査の目的」で、「本要綱ニ定ムル貸借対照表監査ハ軍需品価格決定ノ基礎トナルベキ正確ナル原価及適正ナル資本利益率ヲ算定スル基礎タラシメ兼ネテ事業ノ経営能率ヲ増進セシムルヲ以テ其ノ目的トス」としており、第1義的に、「軍需品価格決定ノ基礎」「適正ナル資本利益率ヲ算定ス

ル基礎」としての正確な原価の算定を確保しようとした。

次いで、「二 貸借対照表監査ノ要目」では、監査の目標と重点を次のように示しており、注目される。

「貸借対照表監査ハ原価及資本利益率ノ算定竝ニ経営能率増進ヲ目的トスルヲ以テ監査ノ要目ハ貸借対照表記載項目ノ成否ニ關スル実質的檢証ヲ主眼トシ事業ノ会計記録全般ニ互ル記帳計算上ノ誤謬ノ発見等ノ形式的監査ハ従タルモノトス

貸借対照表監査ニ於ケル会計監督官の監査要目ハ概ネ左ノ如シ

- 一 会社ガ数個ノ事業又ハ数個ノ独立ノ工場ヲ有スル場合各事業(又ハ工場)別及本社貸借対照表ヲ作成シ且ツ其ノ総合タル会社全体ノ貸借対照表ヲ作成シアルヤ否ヤ
- 二 貸借対照表借方及貸方ノ各科目ノ設定、分類及配列ガ貸借対照表準則ニ從ヒ適正ニ為サレアルヤ否ヤ、特ニ経営外資産ニ属スル科目ガ経営資産トシテ混入シアラザルヤ否ヤ
- 三 貸借対照表ニ資産トシテ記載シアルモノガ事実存在スルヤ否ヤ
- 四 貸借対照表ニ負債トシテ記載シアルノガ實際ノ負債ナリヤ否ヤ
- 五 資産ノ評価ガ貸借対照表準則ニ從ヒテ適正ニ為サレアルヤ否ヤ、特ニ経営資産ヲ過大ニ評価シアラザルヤ否ヤ

そして、「四 貸借対照表監査ノ一般的方法」として次のようにもしている。

- 「一 貸借対照表及其ノ他関係帳簿ノ記録ノ真实性ニ對シテ事業代表者及関係記帳責任者ヲシテ宣誓セシムルコト
- 二 貸借対照表ノ諸項目ニ關スル明細表ヲ

提出セシメ之ヲ中心トシテ監査ヲ行フコト

三 特ニ重要ナル科目及疑義アル科目ノ検証ニ当リ必要アル場合ニハ抜監査的ニ左記ノ調査ヲ行フコト

- 1 貸借対照表各科目、総勘定元帳ノ当該勘定、関係補助帳簿、証憑書類ヲ相互ニ照合スルコト
- 2 現状調査、特ニ固定資産及棚卸資産ノ監査ニ当リテハ必要アル場合当該資産ノ実在ニ付キ其ノ成否ヲ試験的ニ調査スルコト
- 3 必要アル場合取引先、下請工場、銀行其ノ他事業ノ外部関係者ニ照会シ貸借対照表ノ関係項目其ノ他会計記録ノ成否ノ確認ヲ求ムルコト

また、損益計算書ノ監査についてもこれと類似した監査の目標と監査要点がとられている。すなわち、「第二章 損益計算書監査要綱」では、損益計算書監査の目標を「六〇 本要綱ニ定ムル損益計算書監査ハ軍需品工場事業場ノ正確ナル損益ヲ調査シ以テ適正ナル軍需品調弁価格決定ノ参考トシ兼ネテ事業ノ経営能率ヲ増進セシムルヲ以テ其ノ目的トス」とし、第1義的に「軍需品調弁価格決定ノ参考」とし得るような「正確ナル損益」であることを監査し、これをもってさらに「事業ノ経営能率ヲ増進」に役立てようとするようにしていた。

そして、「六一 損益計算書監査ノ要目」では、「損益計算書監査ハ正確ナル損益ノ算定並ニ経営能率増進ヲ目的トスルヲ以テ監査ノ要目ハ損益計算書記載項目ノ正否ニ関スル実質的検証ヲ主眼トシ事業ノ損益計算記録全般ニ互ル記帳計算上ノ誤謬ノ発見等ノ形式的監査ハ従タルモノトス」と監査の重点を示した。

これに続き、

会計監督官ノ監査要目ノ概要として、

- 「一 事業ガ損益計算書準則ニ從ヒテ損益計算書ヲ作成シ収益及費用又ハ利益及損失ノ各項目ノ設定、分類及配列ヲ適正ニ為シアルヤ否ヤ
- 二 経営外損益ヲ売上損益トシテ混入シテアラザルヤ否ヤ
- 三 損益計算書ニ記載シアラザル他ノ収益又ハ利益ガ発生シアラザルヤ否ヤ
- 四 損益計算書ニ費用又ハ損失トシテ記載シアルモノガ実際ニ発生シタル費用又ハ損失ナリヤ否ヤ
- 五 収益又ハ利益ノ勘定ト費用又ハ損失ノ勘定ガ相殺セラレテ表示シアラザルヤ否ヤ

と5項目をあげた。そして、項をあらため、「損益計算書監査ハ特ニ売上損益ノ正否ノ検証ニ重点ヲ置クモノトス」としていた。

また、「六三 損益計算書ノ一般的監査」として、

- 「一 損益計算書ト総勘定元帳ニ於ケル各関係勘定ト照合スルコト
- 二 普通仕訳帳ニ於ケル年次決算整理ニ関スル仕訳ヲ吟味スルコト期末整理事項ノ調査ハ特ニ厳密ニ為スコト

ここにみた監査要目ノ概要のなかでは、「各科目ノ設定、分類及配列ガ貸借対照表準則ニ從ヒ」「損益計算書準則ニ從ヒテ損益計算書ヲ作成シ」とあり、また「適正」の文言も用いられている。しかしながら、当時の貸借対照表準則及び損益計算書準則は、戦後に制定された企業会計原則とは利潤計算の理念構造を異にし、利潤計算の方法として必ずしも一元化されていない貸借対照表と損益計算書とを作成する準則であった。このことから、「適正」

の文言が用いられているにしても、それはまさに「適当に正しい」との国語辞典の意味においてであり、戦後の監査基準で表現されている「適正」とはその意味する内容を同じくしない。

「貸借対照表準則」「損益計算書準則」と「企業会計原則」「監査基準」とのあいだで、求められている経済的背景を同じくしないことがこの相違の第1の理由とされてよい。すなわち、「企業会計原則」「監査基準」は、企業の財務情報の不完全公開を前提にせざるを得ないけれども、これを実質的に完全公開たらしめ、経営から分離された投資者が自由資本市場で健全な投資上の選択が可能であるようにすることにより、投資者を保護しようとの要請に基づくものであった。それらは、陸軍省に「軍需品工場事業場ノ事業主ノ提出」（「陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則」一、四三、陸軍省経理局、昭和15年5月）⁽⁸⁾のために作成される貸借対照表や損益計算書への要請とはまったく異なるものであった。

また、第2に、「監査要目」や「貸借対照表監査ノ一般的方法」「損益計算書ノ一般の監査」で示されている内容から知られるように、貸借対照表や損益計算書に記載されている事項の正確性の検証に重点がおかれている。それらの作成過程に注目しているものがあるとすれば、「年次決算整理ニ関スル仕訳ヲ吟味」と「期末整理事項ノ調査ハ特ニ厳密ニ為ス」のように、貸借対照表日後に、期末残高算出過程での決算整理仕訳および精算表での整理記入事項の精査を求めていることにとどまる。監査アプローチからすれば、残高法にのみよるものであり、期中における取引記録の正確性の吟味に基づく取引法的発想はみられない。

しかしながら、この要綱では、後日、内部

牽制組織と称される内容のことが言及されてもいる。それは「五 監査手続ノ合理化」においてである。その内容はこうである。「会計監督官ノ形式的監査ヲ省略シ監査業務ヲ簡約ナラシムル為ニ事業ノ内部照査組織ヲ急速ニ整備セシムルヲ可トス。内部照査組織トハ会計事務ガ事業内部ニ於テ相互照査ヲ為シ得ル如ク組織セラレ之ニ依リテ各自担当ノ事務ガ自動的ニ検証セラルル組織的管理機構ヲ謂イ会計監督官ハ事業ニ於ケル内部照査組織ノ整備ノ程度ヲ裁量シ之ニ応ジテ形式的監査事務ヲ省略スルコトヲ得」とし、会計事務が正しく行われることの制度的保証に着目している。

しかしながら、ここでは、「会計事務ガ事業内部ニ於テ相互照査ヲ為シ得ル如ク組織セラレ」「各自担当ノ事務ガ自動的ニ検証セラルル組織的管理機構」などにおいて、筆者がアンダーラインで示してあるような「相互照査」「自動的ニ検証」の語が用いられ、承認・決済などの機能を意味するようになっていないこと、さらに「組織的管理機構」と限定的に管理を理解していることなどから、あえて今日いわれる内部牽制システムを指して内部照査組織と称していると解してよいのではないか。また、そのように理解されるべきであろう。

また、内部照査組織においては、その整備の程度を勘案して形式的監査事務を省略することができるものとするけれども、「実質的検証」に関連する監査事務の省略については触れていない。この「要綱」が、どのような内容を指して「形式的」「実質的」と称しているかは明示的でない。おそらく、ここに「形式的」と称して意味していることは、記録や数字が貸借対照表準則および損益計算書準則にしたがって関連する取引事実を真に反映することを求めるといふ、記録や数字の内容の真実性

の確保を目的とするのではなく、たんに記録や数字それ自体の正確性の照合を指しているのではないか。「要綱」は、いずれにしても、「実質的検証」に内部照査組織は機能し得るものではないとするのである。

内部照査組織、すなわち内部牽制組織の整備の程度を勘案し、形式的監査事務を省略することが出来るとする監査のあり方が、戦後の内部統制の理解に対し大きな影響を与え続けたのではないかと筆者はみている。戦時中における「国家総動員法」のもとでの陸軍と軍需工場事業場との緊張関係からすれば、監査手続を実施するにあたり内部統制に関連する考え方を示していた「要綱」が戦時中に存在していたことは注目される。

「要綱」で定められている監査は、会計監督官によって実施されるべきものであって、職業的監査人を前提としていない。その意味では、この監査は、陸軍省が軍需品の納入に関し軍需工場を監督するための手段とみることが正しいのかもしれない。しかしながら、会計報告を受領する陸軍担当部局と会計報告をする軍需工場事業主とのあいだの報告受領者（アカウンティ）と報告者（アカウンター）との関係の存在、そして、これら両者と会計監督官との三者関係の存在は、ASOBACで想定されていた監査概念の成立の条件を満たすようにもみられる。しかしながら、アカウンターはアカウンティに対してアカウンビリティをよく認識していたとはいえない背景があった。⁽⁹⁾ 当時、アカウンターは主体的に自らの弁明義務を意識しているのではなく、陸軍省の命令に基づき提出を強制され、それにしたがって貸借対照表および損益計算書を作成しているに過ぎない。ここでの会計が行われるテンションは、まさに、「会計監督」の名

称の使用がフィットする状況であった。フレームワークはASOBACに類似していてもその基本的内容はまったく異なっている。監査といっても、会計監督官の場合、指導的役割が強かったのではないと推測される。

戦前および戦時中においては、こんにちいわれるアカウンタビリティの概念が認識される前提が充たされているとはいえなかった。制度をつうじての報告の強制的義務づけとしての報告義務が存在することがあったにしても、それは、欧米においていわれてきている自由主義・個人主義とを前提とし、アカウンターが主体的に行う本来のアカウンタビリティの認識ではなかったといつてよい。制度をつうじて強制される報告義務とアカウンターが主体的に行う本来のアカウンタビリティとは、生ずることになる会計意識がまったく異なってくる。前者では、報告者が当事者自身として弁明の必要をその内実から意識する程度は希薄であり、したがって報告することを消極的にとらえ、ルールの範囲内で最小限に報告義務を果たそうとする。これにたいし、後者では、当事者自身が弁明の必要を認識しているために、弁明義務を履行する必要に応じ、積極的に報告をするといった態度がとられ、弁明義務の履行を完全ならしめるために第三者の監査を期待することになる。

前者の考え方（会計思想と称してよいのではないかと思うけれども）が会計慣行の前提とされていた戦時中までは、計理士が計理士の名において監査業務をすることが少なかったとされているし、また信託業法に基づく監査も、アカウンターからの要請ではなく、信託者の財産保全意識からであり、このために、実施件数は多かったとはいえず、それは決して社会に一般的に認知されるどころでなかつ

た。

とりわけ、戦時中になかばマインド・コントロール的に強制された制度のもとで醸成された慣行は、戦後の制度のもとでも引き継がれ、戦後になって導入された監査制度の各局面において、形式的に揃えとか、またないし議論の結論のみを欧米から模倣するなど、真の意味の概念の定着化が実現されてきていなかった点がみられたことは残念だった。たとえば、監査を受ける会社について、「監査対象会社」ないし「被監査会社」と称しているものと、英語圏で表現されている client とのあいだには、監査テンションに大きなへだたりがあるようにみられる。

Ⅱ 第2次大戦後における監査基準の制定とその背景

昭和20年8月の終戦をもって日本証券取引所はその立会を停止することとなった。このため、株式の売買は自然発生的に生じた青空市場（集団的取引）をつうじ行われざるを得なかった。しかも、持株整理委員会の設置等一連の措置による持株会社の解体、戦時特別金融機関等の閉鎖、財産税等の物納により、政府等に保有されることとなった有価証券の放出を、経済の民主化（さらには、証券の民主化）というGHQの占領政策の基本方針に基づいて実現するためには、あらためて証券取引所の再開が急がれた。

このような事情を背景として、昭和22年に交付された証券取引法は、GHQにより証券取引委員会に関する章のみが施行されることとなり、他の部分は翌23年に全面改正されることになった。証券取引法は、米国の1933年有価証券法と1934年証券取引所法の2つの法律

の内容を有するように制定された。

監査の視点からは、証券取引法の目的とこの目的達成のために開示される有価証券届出書・有価証券報告書等に記載される財務書類、この制度の運用に関する条項などが注目される。しかしながら、特に、独立の公認会計士による強制監査が導入されたことで昭和25年の証券取引法の改正が重視される。これは、すでに公布（昭和23年7月）されていた公認会計士法を前提にし、証券取引法第193条を改正し、同法第193条の2第1項で「証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない。」としたのであった。

この強制監査制度は、これまでのわが国における監査とはまったく異質な内容を求めるものであった。この監査の基本的枠組みを示したのが経済安定本部企業会計基準審議会「監査基準・監査実施準則」（昭和25年7月）であった。わが国における職業的監査人のための監査基準は、この基準の制定をもってその嚆矢とする。

この基準では、監査の目的を「財務諸表が、「企業会計原則」に準拠して作成され、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示するか否かにつき、監査人が、職業的専門家としての意見を表明して、財務諸表に対する社会一般の信頼性を高めることである。」（「財務諸表の監査について」）としていた。そして、

「財務諸表に添付して外部に発表する監査報告書には、監査人が実施した監査の概要及び企業の会計処理並びに財務諸表に関する意見

を簡潔明瞭に記載するものとする。」(監査報告基準 一)

「企業の会計処理及び財務諸表に関する意見については、左の事項を記載しなければならない。

- 1 企業が採用する会計処理の原則及び手続が「企業会計原則」に準拠しているか否か
- 2 企業が採用する会計処理の原則及び手続が当年度も継続して適用されているか否か
- 3 企業の財政状態及び経営成績に関する財務諸表の表示についての意見

…「以下省略」…(監査報告基準 三)

昭和 25 年の監査基準は、「財務諸表の監査について」において、監査人は、財務諸表が、「企業会計原則」に準拠して作成されることを条件として、「企業の財政状態及び経営成績を適正に表示するか否かにつき」意見を表明するとしているように読まれる。しかしながら、「監査報告基準 三」では、「企業の会計処理に関する意見」と「財務諸表に関する意見」とが「及び」で接続され、このために「企業の会計処理に関する意見」と「財務諸表に関する意見」とが同次元としてみられるべきか、あるいは職業的監査人の最終的監査行動目標が「財務諸表に関する意見」にあるのが明らかでなかった。これは、特に、意見表明のあり方を具体的に述べている 1 から 3 までの個々の意見を見ると、この「企業の会計処理に関する意見」と「財務諸表に関する意見」とは同次元ではないかの感を一層強くする。

このような疑問は、昭和 31 年の監査基準の改訂において、監査報告基準に「二 監査人の意見の表明は、財務諸表が企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かに

ついてなされるものとする。」との条項を設けてこのような疑問を解消したし、また新たに監査報告基準を設定し「財務諸表に対する意見の表明」のあり方をあきらかにした。これは監査基準生成の背景からも理解されるところである。

したがって、内部統制組織は、財務諸表の適正性について意見を表明するという監査意見の形成構造のなかで理解されることが求められた。つまり、財務諸表の適正性に関する意見の形成に、内部統制組織の信頼性についての判断結果が監査証拠とされるように理解してゆかなければならないということである。

「要綱」におけるように、内部統制組織の信頼性についての判断結果が、形式的監査事務の省略のためのみにとどまるのか、そうではなく、さらには、実質的監査事務の省略までもいたるのかが問われなければならなくなっていた。

Ⅲ 監査基準における内部統制組織についての理解

この昭和 25 年に制定された監査基準（以下では旧「監査基準」という）では、内部統制組織あるいは内部統制に関連して、「監査は、過去においては、不正事実の有無を確かめ、帳簿記録の成否を検査することをもって主たる目的としたものであったが、企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織が整備改善されるにつれて、この種の目的は次第に重要性を失いつつある。…(中略)…」

かくて企業の内部統制組織が、如何に周到に整備され、有効に運用されようとも、これをもって監査に置き替えることはできない。内部統制は不正過失を発見防止するとともに、

企業の定める会計手続が守られているか否かを検査するにとどまるに反し、監査は会計記録の正否を確かめるばかりでなく、さらに「企業会計原則」に照し、公正不偏の立場から経営者の判断の当否を批判するものであって、両者はその本来の任務を異にするからである。」(序論一財務諸表の監査について 二監査の必要性) ような説明がされていた。

このことから、内部統制は内部牽制と内部監査とからなるように理解されることが一般的であった。ところが、旧「監査基準」での内部統制を理解しようとするためには、われわれは会計監査基準懇談会「会計制度監査準則」(S. 26. 7. 1、後に証券取引委員会によって法制化、昭和 26. 7. 25 証総 199) にも注目する必要がある。

ここでは、「初度監査の基本方針」として、「三 会計制度監査においては、公認会計士は、次の事項を検査するものとする。

- (イ) 会社の内部機構、業務の実情、その他監査を行うに必要な重要事項。
- (ロ) 帳簿組織、勘定体系、伝票系統、証憑整理とその会計組織が正規の簿記の原則に従って確立されているかどうか。
- (ハ) 会社の採用する会計処理の原則および手続が、一般に公正妥当と認められた「企業会計原則」に準拠し、当年度も前年度と同様継続して適用されているかどうか。
- (ニ) 原価計算が実施されている場合には、その制度が一般に公正妥当と認められた基準に準拠して確立され、会計組織によって統制されているかどうか。
- (ホ) 会計組織が適正な内部牽制組織によって有効に統制されているかどうか。
- (ヘ) 内部監査が実施されている場合には、

その組織が適正に確立され、有効に運用されているかどうか。」

をあげている。これに関する解説で注目されるのは、

「会計制度監査は、会社の会計制度の整備状況を検査することであるが、しからばここにいる会計制度とは如何なる範囲のものを指すか、制度監査においては具体的にいうと如何なる事項が検査されるべきか、この点を規定するのが第三の条項である。前項のごとくこれについて六つのポイントが列挙されているが、これを規定した理由を説明するには、大体次の三つのグループに纏めて説明するのが便宜である。

第一 会社の内部事情 (イ) の「…中略…」が属する。

第二 損益および原価に関する計算処理の原則および手続 (ハ)「…中略…」(ニ)「…中略…」が属する。

第三 会計記帳、内部牽制および内部監査の組織 (ロ) (ホ) (ヘ) が属する。」

「この三つに大別された監査事項のなかで、特に重要なのは第三の会計記帳、内部牽制および内部監査の組織であって、会計制度監査の中心部分となる。これこそ財務諸表の基礎であり、源泉をなすからである。

この部分を総称して内部統制組織と呼んでよいと思う。一般に、内部統制組織という場合には、もっと広い範囲を包括せしめているが、監査の見地からは上述の範囲のものが重要なのである。」とされていることである。⁽¹⁰⁾

この第3のグループにかかる内容を詳細にするものとして、「会計制度監査の実施要領」に目を向けると、次のようにされている。

「五

(ロ) (1) 勘定科目の分類、主要簿、補助簿

の種類及び組織、部課組織と帳簿組織との結合関係、伝票の種類、回付系統及び帳簿の連絡関係、証憑書類の整理関係等会社の定める会計組織については、経理規程その他の書類を閲覧し、または責任者に質問して、その整備状況を調査する。

(2) 前項の会計組織は会社の現状に鑑み、且つ正規の簿記の原則に照らして適当かどうかを検討する。

(ホ) (1) 内部牽制組織については、経理規程その他の書類を閲覧し、または担当者に質問してその整備状況を調査する。

(2) 前項の内部牽制組織は会社の現状に照らして適当かどうかを検討する。

(ヘ) (1) 内部監査が実施されている場合には、経理規程その他の書類を閲覧し、または責任者に質問してその組織を調査する。

(2) 前項の内部監査組織は、会社の現状に照らして適当かどうかを検討する。

(ト) (1) 内部牽制及び内部監査の組織につき質問を行うに当たっては、あらかじめ質問書を用意して本店に提出し、必要ある場合には、支店、工場等へ送付して、現場の担当者より回答を求めることができる。

(2) 前項の質問書を作成する場合、その様式は概ね別に掲げる雛形に準拠し、質問事項は会社の実情に即して適当にこれを増補改修するものとする。」(基礎調査)

「八

(ロ) 会計組織が内部牽制組織によって有効に統制されているかどうかを確かめるため、その実情を視察し、担当者に質問を行い、または証憑突合、帳簿突合、計算突合等の手続により帳簿の記録について試査を行う。

(二) 内部監査が実施されている場合には、その監査計画書、監査報告書または必要ある場合には監査調書を閲覧して、この組織が実際上有効に運用されているかどうかを検査する。」(期中監査)

会計組織、内部牽制、内部監査とが内部統制の内容を理解しようとするにあたって重要である。会計組織は、「勘定科目の分類、主要簿、補助簿の種類及び組織、部課組織と帳簿組織との結合関係、伝票の種類、回付系統及び帳簿の連絡関係、証憑書類の整理関係等」について会社によって定められたものであり、その定めは正規の簿記の原則に従うようであればならない。

しかも、会計組織は内部牽制組織によって有効に統制されることを要するというのである。ところが、会計組織を統制の対象とする内部牽制とはどのような内容のものであるのか。「準則」でも「要領」でもその内容ないしあり方を明示してはいない。

内部牽制の考え方については、後日発表された次の研究報告が注目される。

「内部牽制の本質は、組織による不正・誤謬防止のための管理手段たることにあり、その要点は一定の事務または作業を一人の係員の絶対的支配下におかないことである。これは、二人以上の者が同時に同じ誤りを犯すことは極めて稀である、という事実にもとづく。そこで内部牽制としては、各部署の責任者およ

び係員の職務権限を明確にし、資産の取扱・保管・記録・計算などの諸業務を適当に分割することが必要である。特に、各業務について一人の係員に兼務させてはならない事項を指定し、これを別個の係員により独立的に遂行させることが大切である。かくして、各係員の相互牽制により自動的に業務の成否または適否が検証され、不正・誤謬が発見または防止され、資産の保全が図られるのである。⁽¹¹⁾

会計組織が内部牽制組織によって有効に統制されるとする内容は、証憑書類に基づく会計帳簿への記録から財務諸表の作成にいたる過程での会計事務作業が、単独の担当者の支配下に置かれられないように、かならず他方の担当者によって照合される仕組みによって規律されていることを意味する。

しかし、この研究報告が発表されたのは旧「監査基準」が制定され、制度監査が実施されてから十数年後になってのことである。

この内部統制の理解が、わが国の企業に対して及ぼしたインパクトを考えると、次のことを確認しておかななくてはならない。

まず、第1に「会計制度監査準則」の解説は一般に周知されてきていなかったことである。例えば、前記の日本会計研究学会昭和45年度会計監査特別委員会「財務諸表監査における内部統制の研究」でも、監査基準での「企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織が整備改善されるにつれて…」を引用し、「内部統制の構成要素を内部牽制と内部監査のみに限定している。」(2 企業における内部統制の諸概念) とするようになっていた。この種の理解が以後においてとられている例は枚挙にいとまがない。したがって、旧監査基準での内部統制についてのこのような理解は、今日でもなお一般にとられてきているこ

ともやむを得ないといえよう。

ここでは、岩田教授が称される「会計記帳」という内部統制のなかでの重要な部分が欠落して説明されているのである。

第2に指摘しておきたいことは、「会計制度監査準則」(ロ)での「証憑整理」および「会計制度監査の実施要領」五(ロ)での「証憑書類の整理関係」に関し、これが取引の真実性について説明出来る程に証憑書類の整備を求めていると解釈され得るかどうかである。否定的に読まざるを得ないのではないかと考える。

旧「監査基準」型の内部統制では、不正や誤謬に対し間接的コントロールの効果が期待される内部牽制と内部監査とが一般にこれまで意識されてきた。証憑書類に基づいて、取引の正当性、証憑書類の真実性、会計記録の信頼性を確保する過程が軽視されて解釈されてきたことにわが国の不幸があった。

IV 岩田教授は「会計記帳」をなぜ内部統制に含めるべきとしたのか

さきにみたように、会計監査基準懇談会「会計制度監査準則」の「初度監査の基本方針三」においては、「(ロ)帳簿組織、勘定体系、伝票系統、証憑整理とその会計組織が正規の簿記の原則に従って確立されているかどうか。」とされていた。

また、同準則の「会計制度監査の実施要領五」においても、「(ロ)(1)勘定科目の分類、主要簿、補助簿の種類及び組織、部課組織と帳簿組織との結合関係、伝票の種類、回付系統及び帳簿の連絡関係、証憑書類の整理関係等会社の定める会計組織については、経理規程その他の書類を閲覧し、または責任者に質

問して、その整備状況を調査する。(2) 前項の会計組織は会社の現状に鑑み、且つ正規の簿記の原則に照らして適当かどうかを検討する。」とされていた。

すでにふれたように、これらの部分を岩田教授は「会計記帳」と称し、「会計記帳、内部牽制および内部監査の組織」をもって内部統制組織とよんでよいとしたのであった。では「会計記帳」がなぜ内部統制組織に含められることになるのかである。

同教授の論文「内部統制とは何ぞや」⁽¹²⁾に注目することにしよう。ここでは、結論からすれば、「会計管理組織は企業の規模の拡大と内部の複雑化につれて、必然的要求から内部牽制組織と結合し原価管理制度を吸収し、予算統制の制度を取入れ、内部監査制度を包摂しつつ管理制度としての自己完成をなしとげてきたのである。…(中略)…会計管理の制度がここまで発展してくると、もはや「インターナル・チェック・アンド・アカウンティング・コントロール」という言葉では掩い切れなくなってくる。ここに「インターナル・コントロール」という包括的な名称が用いられるにいたった理由があると思われる。だが、かような言葉の変更にもかかわらず、その中核的構成部分がアカウンティング・コントロールであることを見失ってはならない」⁽¹³⁾という。

会計管理は「財産の変動を帳簿に記録して、其の収支の顛末を明らかにし、これによって財産の保全を図ることなのである。」が、この目的を有効に遂行することが可能であるように次の3つの要件が充たされなければならないとするのである。

「第一に、財産の収支に関する会計帳簿の記入が正確に行われなければならないことで

ある。過失による誤記、脱漏、誤算をできるかぎり早期に発見し、また未然に防止して正確な記録たらしめることはいうまでもないがもっと重要なことは適当な措置を講じて不正な記帳や記録の改竄を行う余地をなからしめることである。すなわち記帳の正確性を保証することが第一の要件である。

次に、…(中略)…証憑書類は真実のものであり、記帳さるべき一切の取引を網羅するものでなければならない。すなわち記帳資料の真実性を保証するということが第二の要件である。

最後に、記帳資料が一切の取引事実をあるがままに示す真実のものであり、これが正確に帳簿へ記入されたとしても、取引それ自体が不当なものであつては、財産保全の目的を達することはできない。…(中略)…取引の正当性を保証することが第三に充たさるべき要件である。」

この3つの要件が会計管理としてなぜ充たされなければならないのか。これに関し、同教授の主張はこうである。勘定記入はたんに財産変動の事実を記述するばかりでなく別の重要な意味がある。それは、「職制上、企業内部において、財産の受払保管に関する権限が一定の部署や担当者に委譲され、その責任の範囲(リスポンシビリティ)が限定されている場合、この業務を担当する者は、財産の受入から払出すまでの間において委託された財産が如何に管理保全されているかの顛末を、要求されれば、説明する責任を負う」という、アカウントビリティの所在を明らかにすることである。「現金勘定の記録は、単に現金増減という物自体に即した事実を示すばかりでなく、出納担当者に対するアカウントビリティの設定解除という管理的意味を持つ」。すなわ

ち、「これだけは当然残っている筈だという意味の残高」である「ゾルベスタンド」と「現に事実として存在する高」である「イストベスタンド」とが符合するという事は、「勘定記録に漏れがなく正確であったことを示すとともに出納責任者が保管の任務を果し、現金の保管が完全であったことを立証するものである。従ってこれで出納責任者のアカウントビリティは解除されるのである。だが、もし差異が認められる場合には、出納責任者はその原因を究明して申開きをする責任があり。事情によっては、賠償の責を負うことになるかもしれない。が、とにかく、かような会計の手段によって財産の保全を図ることがここにいうところの会計管理の第一歩である。」⁽¹⁴⁾

「取引が発生する都度、記帳が行われるのは、そうした遠い将来の期末決算のためばかりでなく、遅滞なくアカウントビリティの所在を確定する必要があるからである。記録の連続性が中断したり、遅滞する場合には、財産は紛失、濫用、浪費その他の危険にさらされる可能性が少なくない。…中略…従って、受納とともに時をうつさず、何等かの形式として受入に関する証拠書類が作成されなければならない。この文書がまず第一に受納者のアカウントビリティを確定するのに役立つのである。また内部において財産が一つの部署から他の部署に移管されるごとに、正式の書類を作成して、アカウントビリティの移動を明らかにしなければならない。…中略…これを適当に蒐集整理して、アカウントビリティの発生消失を集計し、常に現在の所在を明らかにしなければならない。この集計を司るものが会計帳簿であって、前述の通り元帳の勘定はこの役割を果すのである。…中略…企業の内部組織が複雑となる場合には、元帳の集計の

みでは不十分である。ここに総勘定元帳の勘定によって統轄される補助簿を設けて、管理上必要な程度に詳細な集計を行うことになるのである。…中略…例えば現金についても、これは他の財産に転換せず、現金のまま企業内部の種々の箇所に移管されることがある。この場合、それぞれの保管箇所に対して適当な証拠資料にもとづき会計帳簿はそのアカウントビリティを集計しなければならない。…中略…この種の変動は簿記上の取引にあらずとして会計帳簿に記入しないことがあるかもしれない。その場合には、会計帳簿ならざる帳簿を設けてこれを記録集計する必要がある。さもなければ財産管理を有効に行うことはできない。」⁽¹⁵⁾

要するに、アカウントビリティの設定解除のプロセスのうちに内部統制の目標の一つである財産保全のための会計管理的意味を認識しようとする。このアカウントビリティの設定と解除には証拠書類とこれに基づく会計記帳が充たされなければならない、前述の3つが会計管理の要件とされるというのである。

問題は、内部統制の管理的意味を、アカウントビリティのチャージとディスチャージとをベースにして理解しようとするこの見解が、昭和28年当時に受け入れられる基盤があつたのであろうかということである。率直にいえば、アカウントビリティのルーツが敗戦から10年も経たない当時において、実業界に存在したとみられるかどうか。

財産の委託受託という経済的事実の存在があつても、受託財産運用の顛末を説明しなくてはならないとする意識が必ずしも発生するとは限らない。アカウントビリティの概念が認識されるには、その前提として自由主義や個人主義の存在が重視される。⁽¹⁶⁾ 法的強制に

よる受託者の説明責任と受託者による自発的説明責任とは雲泥の開きがある。これらアカウンタビリティの前提とされる思想が、その後の戦後教育等をつうじ多くの議論の俎上にあげられながら、経済社会に徐々に浸透してくるようになったとはいえ、その当時、戦時中に浸透した独裁主義と全体主義の考えに勝るまでにはいたっていなかったとみるのが、現実的ではなからうか。そこに「会計記帳」が内部統制組織のひとつとして定着しきれなかった一つの理由があったのではないかと筆者はみている。

<注>

- (1) 米国における内部統制の開示に関する法的整備について、Sarbanes-Oxley Act of 2002 および SEC 通牒 No. 33-8238 Management Report on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Report、PCAOB の監査基準第 2 号 An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with an Audit of Financial Statement, 2004 3.9. などを、拙稿「内部統制の本質についての再吟味」（経理研究、第 49 号、中央大学経理研究所、2006. 1、1 頁～13 頁、同論文の転載、監査研究、第 32 巻第 3 号、日本内部監査協会、2006. 3、7 頁～20 頁）で説述した。
- (2) 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会「公認会計士制度二十五年史 別巻」日本公認会計士協会、昭和 50 年、13 頁～41 頁
- (3) 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会、上掲書、118 頁～133 頁
- (4) 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会、上掲書、134 頁～167 頁
- (5) 拙著「監査要論」白挑書房、昭和 41 年、61 頁～63 頁
- (6) 拙著、上掲書、39 頁～40 頁
- (7) 日本公認会計士協会 25 年史編纂委員会「会計・監査史料」日本公認会計士協会、昭和 52 年、573 頁～602 頁
- (8) 日本公認会計士協会 25 年史編纂委員会、上掲書、53 頁～61 頁
- (9) 拙稿「アカウンタビリティと個人主義・自由主義」学術の動向、(財) 日本学術協力財団、第 7 巻第 1 号、2002. 1、66 頁～69 頁
- (10) 岩田巖稿「会計制度監査の構想」一橋論叢、昭和 26 年 12 月、岩田巖著「会計士監査」昭和 29 年、165 頁～185 頁所収、176 頁
- (11) 昭和 44 年度日本会計研究学会会計監査特別委員会「財務諸表監査における内部統制の研究」3 内部統制の構成内容
- (12) 岩田巖稿「内部統制とは何ぞや」産業経理、昭和 26 年 10 月、岩田巖著「会計士監査」昭和 29 年、346 頁～361 頁所収
- (13) 岩田巖稿、上掲稿、上掲書、360 頁～361 頁
- (14) 岩田巖稿、「アカウント」「アカウンタビリティ」「アカウンティング・コントロール」産業経理、昭和 28 年 1 月、上掲書、365 頁～366 頁
- (15) 岩田巖稿、上掲稿、上掲書、367 頁～371 頁
- (16) 拙稿、前掲稿、68 頁～69 頁